⑵　認められた減損の兆候の概要

桂職員宿舎（敷地）については、用途廃止を行っております。

⑶　減損会計基準「第４　減損の認識」２に掲げる要件を満たしている根拠

桂職員宿舎（敷地）については、活用に向けた検討を行っており、減損を認識しておりません。

３．翌事業年度の特定の日以降使用しない決定を行った固定資産

⑴　翌事業年度の特定の日以降使用しない決定を行った固定資産の概要

用　途	種　類	場　所	使用しなくなる日
教育・研究	建物	上宝観測所朝日観測室 富山県下新川郡朝日町	令和８年４月30日

⑵　使用しない決定を行った経緯及び理由

老朽化のため除却することを決定しております。

⑶　将来の使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損の見込額

（単位：千円）

場　所	種　類	帳簿価額	回収可能サービス価額	減損の見込額
上宝観測所朝日観測室	建物	9	0	9

⑷　回収可能サービス価額の算定方法

備忘価額を用いております。

Ⅵ．重要な債務負担行為

１．ＰＦＩ事業等　（単位：千円）

件　名	契　約　額	うち翌期以降支払金額
京都大学（南部）医薬系総合研究棟施設整備事業	6,684,988	2,315,942
京都大学（百万遍・岡崎）国際交流会館整備・運営事業	2,330,467	1,956,441

但し、上記の翌期以降支払金額には貸借対照表に計上された額も含みます。

２．重要な工事請負契約　（単位：千円）

件　名	契　約　額	うち翌期以降支払金額
京都大学（北部）先端フィールド科学教育研究拠点新営その他工事	569,470	476,508

３．その他重要な契約　（単位：千円）

件　名	契　約　額	うち翌期以降支払金額
京都大学医学部附属病院における医事業務等　一式	541,011	541,011

Ⅶ．金融商品関係

１．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、国債、地方債、政府保証債及び金銭の信託等に限定し、資金調達については大学改革支援・学位授与機構からの借入に限定しております。

資金運用にあたっては、国立大学法人法第35条の２が準用する独立行政法人通則法第47条及び国立大学法人法第33条の５第２項の規定に基づき、国債、政府保証債、Ａ格の社債及び金銭の信託等を保有しております。なお、当該資産運用は、金利や為替の変動による市場リスクや信用リスク等を包含しておりますが、資金運用実施要領に基づき適切なリスク管理を実施し、資金の運用状況や管理運用業務の実施状況を監視するために設置された資金運用管理委員会に報告しております。また、未収附属病院収入は、債権管理要領に沿ってリスク管理を行っております。

大学改革支援・学位授与機構債務負担金及び長期借入金の使途は附属病院の整備資金であり、文部科学大臣の事前承認に基づいて借入を実施しております。

また、当法人は産業競争力強化法第21条に基づく出資を行い取得した関係会社株式及びその他の関係会社有価証券を保有しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、未収附属病院収入のうち貸倒懸念債権は金額的重要性がないため注記を省略しており、現金及び預金、未収附属病院収入、未払金および短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。　（単位：千円）

	貸借対照表計上額（※１）	時価（※１）	差額（※１）
⑴　投資有価証券及び有価証券			
満期保有目的の債券	38,600,234	35,034,850	△3,565,384
その他有価証券	3,934,576	3,934,576	—
⑵　金銭の信託	25,424,170	25,424,170	—
⑶　長期借入金	(34,946,452)	(30,744,823)	(△4,201,628)

（※１）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（注１）Stichting Administratiekantoor Makis預託証券（貸借対照表計上額6,806,494千円）は、市場価格のない株式等であるため、「⑴投資有価証券及び有価証券」には含んでおりません。

（注２）関係会社株式（貸借対照表計上額237,536千円）及びその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額15,808,790千円）は、市場価格のない株式等及び組合出資金であるため、「⑴投資有価証券及び有価証券」には含んでおりません。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。